

静岡市告示第220号

児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示(令和2年静岡市告示第484号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

静岡市長 難波 喬



第1項の表備考5(2)中「明治29年法律第89条」を「明治29年法律第89号」に改め、同備考8(1)イ中「404,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。